

議案第 19 号

野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成18年野田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」に改める。

第5条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例 (平成18年野田市条例第48号)

改 正 案	現 行
<p>(設置) 第1条 本市は、市民が自ら行う郷土の歴史、文化等の学習及び調査研究を支援するとともに、生涯学習のための市民相互の交流の場を創出し、もって市民の教養、学術及び文化の向上に寄与することを目的として、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項</u>の規定に基づき、野田市郷土博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</p> <p>(指定管理者の業務) 第5条 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(設置) 第1条 本市は、市民が自ら行う郷土の歴史、文化等の学習及び調査研究を支援するとともに、生涯学習のための市民相互の交流の場を創出し、もって市民の教養、学術及び文化の向上に寄与することを目的として、<u>博物館法(昭和26年法律第285号)</u>の規定に基づき、野田市郷土博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</p> <p>(指定管理者の業務) 第5条 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法<u>(昭和22年法律第67号)</u>第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。 (1)～(4) (略)</p>